



第2回期日で原告が意見陳述 傍聴席は満席に!



口頭弁論の終了後、裁判所前で傍聴者たちが原告を拍手で出迎えた。

2月18日、若者気候訴訟の第2回口頭弁論期日が名古屋地方裁判所で開かれ、原告の角谷さん、高田さんと弁護団が意見陳述を行いました。当日の裁判の傍聴には定員の2倍もの人が訪れ、抽選のために長い行列ができました。裁判後の報告会でも、立ち見でも会場に入りきれないほど大勢の方にお集まりいただき、たくさんの応援の言葉をいただきました。

口頭弁論に立った原告2名は、気候変動による災害は起きてしまったからでは取り返しがつかないこと、すでに各地で多くの被害が生じていること、世界18番目の国とほぼ同じ量を排出する被告10社には責任があることなどを裁

判官へ伝えました。

被告側は全員がオンラインで出席し、将来請求としての適格性の議論などを行いました。また被告らは、不法行為に基づく差止請求は法律上の根拠がないこと、原告らの権利・利益は法的保護を受けないことや、被告らが排出削減義務を負わないことなどを主張しました(2頁に解説)。

日韓台の気候訴訟シンポジウムを開催

3月8日には、東アジアの気候訴訟に関する国際シンポジウムが、京都大学大学院法学研究科附属法政策共同研究センターと気候ネットワークの主催で開催され、日本、韓国、台湾の気候訴訟原告の若者と弁護団が交流しました。各国の気候訴訟の背景や課題のほか、今後の連携の可能性について議論しました(3頁に紹介)。



シンポジウムでは日韓台の弁護士や原告が専門家も交え意見を交わした。

今回のニュースレター 目次

若者気候訴訟における現在の争点は?.....	P.2
東アジアの若者と交流.....	P.3
第3回期日の案内.....	P.4
ウェブサイト情報.....	P.4
お知らせ.....	P.4
イベント情報.....	P.4

第3回期日は 2025年5月22日(木) 14時

若者気候訴訟の第3回口頭弁論期日は、2025年5月22日(木) 14時から、名古屋地方裁判所にて開かれます。裁判はどなたでも傍聴することができます。期日の終了後は、裁判所近くの会場にて報告会も開催します。ぜひ傍聴席から応援をお願いします!(詳細は4ページ)

若者気候訴訟における現在の争点は？

第2回期日までで明らかとなった、原告らと被告らの主張が対立している主なポイント（争点）について解説します。

争点解説① 請求の適格があるか（本案前の争点）

民事裁判では、「いま、この原告の、この被告に対する、この請求を、裁判で取り上げるのが適切か否か」という視点から、裁判で取り上げる条件（訴訟要件）を備える必要があります。

訴訟要件の一つとして、将来給付の訴えについては「あらかじめその請求をする必要がある」ことが求められます（*）。そこで、本件のような将来時点の差止訴訟で請求の適格をどのように考えるかが争点の一つとなっています。

被告らは、飛行機の夜間飛行差止めを求めた大阪国際空港事件判決を持ち出して「将来の給付の訴えの要件を満たさず、請求の適格を欠く」と主張しました。これに対し、原告らからは、大阪国際空港事件とは事案が異なるので判決の射程は及ばず、請求の適格は認められるとの反論を行いました。

* 民事訴訟法135条 将来の給付を求める訴えは、あらかじめその請求をする必要がある場合に限り、提起することができる。

争点解説② 「危険な気候変動の被害を受けない権利・利益」は法的保護を受けるか

原告らは、CO₂などの温室効果ガス（GHG）の排出による危険な気候変動を受けない権利又は利益があり、これが法的にも保護されると主張しています。

これに対して被告らは、原告らが実際に気候変動に起因する災害等の被害に遭うか否かは、原告らが居住する地域に被害が発生する可能性や、発生する災害の内容・程度等、不確定要素に左右されるため、生命、健康、重要な財産等の極めて重要な権利利益の侵害が生じる具体的な危険は生じ

ていないことなどを理由に、危険な気候変動の被害を受けない利益は、法的保護の対象とならないと主張しました。

これは、先行する神戸石炭訴訟（民事）でも議論されているポイントです。気候変動がもたらす深刻な被害を踏まえると、原告らには危険な気候変動の被害を受けない権利・利益が認められるべきです。それに加えて、原告らからは、それが侵害される危険や、法的保護（差止め）の対象となることについても反論を進めています。

争点解説③ 被告らはCO₂の排出を削減する義務を負うか

原告らは、被告らは大量のCO₂を排出しており、その排出を削減する義務があると主張しています。

これに対して、被告らは、国連「ビジネスと人権に関する指導原則」やOECD「責任ある企業行動に関する多国籍企業行動指針」が拘束力のない「ソフト・ロー」であること、国連「グローバル・コンパクト」は自発的なイニシアチブであること、国内法も義務の根拠とはなりえないことなどを挙げて、CO₂の排出削減義務を負わないと主張しました。

しかし、一つひとつの原則や指針に表れている、気候に悪影響を与える事業活動は許されないという価値判断は、国際的な公序・コンセンサスを背景にしたものです。したがって、この価値判断に適合させるよう、CO₂の排出を削減することは、被告らの法的義務になっており、これを無視して排出削減を進めなければ、義務に違反しているといえます。今後、この点についても反論を行います。

裁判所に提出された原告ら・被告らそれぞれの書面は、若者気候訴訟のウェブサイトでご覧いただけます（<https://youth4cj.jp/documents/>）。次回期日では、この被告らの主張に対し、原告らが反論を行う予定です。

原告2名が被害や被告企業の責任を訴え

原告の高田さんは、地元九州での猛暑日の増加や豪雨災害について伝え、世界18番目の国とほぼ同量のCO₂を排出する被告10社の責任を訴えました。角谷さんは地元北海道での降雪パターンの変化や希少な動植物への影響について話し、行動すべきときは今だと訴えました。原告の意見陳述の詳細は、ウェブサイトのニュースに掲載しています。



原告2名の陳述内容や報告会の録画をご覧ください



期日報告会で、意見陳述の内容について話す原告の角谷さん。報告会は会場とオンラインで開催され、会場には立ち見でも入りきれないほど大勢の参加者が集まった。

報告 東アジアの若者と交流

3月8日に開催された国際シンポジウム「気候訴訟で社会を変える―動き出した東アジアの若者たち―」では、前日の意見交換会も合わせ2日間にわたり、日本、韓国、台湾の気候訴訟に参加する若者と弁護士が交流を深めました。原告の川崎彩子さんが、自己紹介と合わせ報告します。

北海道で生まれ育ち、現在は東京で一人暮らしをしています。4年前から気候変動に明確に危機感を持ち、Fridays For Futureという気候変動運動のグループで活動をしています。

大学1年のとき、ある文化人類学の先生が「私たちが乗る船は、目の前に冰山があるとわかっていながら猛スピードで突き進んでいる」と気候危機を表現しました。幼いころから社会問題化されていたはずが、現在は取り返しがつかなくなるかもしれないほど危機的状況だということを知った私は焦り、なぜ社会は今まで教えてくれなかったんだと怒りもこみ上げました。また、社会的に弱い立場に置かれている人びとほど影響を受けることを知り、自分のマジョリティ性に向き合いたいと思いました。

行動するためというよりは、助け合える仲間が欲しくて、Fridays For Futureに入りました。活動のなかでは、より多くの人が気候危機に声を上げる社会を作るために定期的にスタンディングや講演をし、省庁や議員との意見交換に取り組むこともありました。

政治的に大きな決定権を持つ人たちは、私たちを同じ社会に生きる対等な者として、意見に真剣に耳を傾けてくれたことは殆どありませんでした。どうすればこの問題がより広まり、プレッシャーを与えることができるかを考えてきました。

活動しているうちに、気がつけば、気候危機のために私が諦めた選択肢が人生にたくさんあったように思います。親戚や家族に会う時間も惜しみ、留学も諦めました。気候不安に苛まれたり、バーンアウトをしたり、落ち込んでいる仲間を見てまた落ち込みました。気候危機だけでなく、様々なヘイトが流布する社会で、複合的な不安に苦しむ仲間もたくさんいます。何日、布団に包まるだけの時間を過ごしたかわかりません。

もし止められないとわかっているのなら、今後生きていて楽しいと思えることなんてあるのだろうかと思うことさえあります。この数年間、気候危機が私たちの命とメンタルヘルスに直結していることを実感しています。これらは



原告

川崎彩子さん

悩み行動しなくてはならないのが、私たちの世代までであってほしい

簡単に目にすることはできなくても実態であって、無視できるものではありません。

自分の時間を割いて選択を狭めてまで悩み行動しなくてはならないのが、私たちの世代までであってほしいと思っています。訴訟を起こすことで、より多くの人とともに行動できると考え、原告として活動しています。

暗い道のりのなかでも、希望が見える瞬間があります。3月7日、韓国と台湾から気候訴訟に取り組む同世代の原告が来日して交流会が行われ、翌日にはシンポジウムが開催されました。

民主主義と法治主義を持つ東アジアのこの3国は責任を持って取り組む必要があることや、これからも関係を構築していくことの重要性を確認しました。

また、訴訟を通じて社会に変化を起こすためにはどうしたらよいか、意見交換をしました。個々人の原告の経験から共感を広げたり、支援者が自分の想いをシェアする場を作ることで、多くの人が訴訟に関与できるという取り組みの例を共有してもらい、日本の訴訟を盛り上げていくためのヒントを得ることができました。

日本の訴訟においても、これからみなさんとアクションできる企画を用意したいと考えています！



シンポジウム前日にも日韓台の若者と弁護士が意見交換し交流を深めた。

傍聴席から応援をお願いします！ ～第3回期日・報告会へご参加ください～

次回の口頭弁論期日は、5月22日（木）午後2時から、名古屋地方裁判所において開かれます。期日では、原告と弁護団から、意見陳述を行います。裁判の傍聴に大勢の人が訪れることで、裁判官やメディアに、この訴訟が社会から注目されていることを伝えることができます。

自らを取り巻く状況やその想いを伝える原告の姿を、傍聴席からぜひ応援してください。期日終了後は近くの会場で報告会も開催します。

【第3回口頭弁論期日】

日 時：2025年5月22日（木）

13:10～13:25 傍聴整理券配布（定員を超える場合は抽選）

13:30～ 入廷行動

14:00～ 第3回口頭弁論期日

※入廷行動は時間を変更する場合があります。最新情報はウェブサイトをご覧ください。

内 容：原告による意見陳述、弁護団による訴状要旨陳述

場 所：名古屋地方裁判所

定 員：100名程度（満員の場合、抽選）

【報告会】

日 時：2025年5月22日（木）15:30～17:00頃

※時間を変更する場合があります。最新情報はウェブサイトをご覧ください。

場 所：桜華会館（名古屋市中区三の丸一丁目7番2号）

& Zoom オンライン配信

申込み：オンライン参加のみ、要事前申込み

申込先：右に記載のQRコードよりお申込ください



3月8日に開催した東アジア気候訴訟シンポジウムの録画や発表資料を掲載したページへは、右のQRコードからアクセスできます。(https://kikonet.org/content/37321)



若者気候訴訟ホームページをご覧ください

若者気候訴訟のホームページには、期日や関連するイベントなどの最新情報を掲載しています。ぜひご覧ください！

<https://youth4cj.jp>

発行元：若者気候訴訟原告弁護団事務局（気候ネットワーク内） お問い合わせ先：訴訟ウェブサイトの「お問い合わせ」ページよりお願いします

WORLD NEWS

ポッドキャスト「Patagonia Radio」に 原告2名が出演

環境問題の解決に積極的に取り組むアウトドア用品・衣料品メーカーのパタゴニアが運営するポッドキャスト番組「Patagonia Radio」に、若者気候訴訟原告の山本大貴さんと安部芙祐実さんが出演しました。番組内ではプロサーファーの武知実波さんが原告の2名に、活動を始めたきっかけやこの訴訟を通して未来を変えていきたいという強い想いを伺いました。

「気候危機のない未来のために」

安部 芙祐実、山本 大貴 & 武知 実波

2025年3月24日 / 45分



イベント案内

パタゴニアのストアイベントに原告が 出演します

パタゴニアが東京・大阪の店舗で開催するトークイベントで、若者気候訴訟の原告や弁護団から訴訟についてお話しする時間を設けています。



- 4月14日（月）19:30～21:00 パタゴニア東京・ゲートシティ大崎
- 4月15日（火）19:30～21:00 パタゴニア大阪・梅田

アースデイ東京2025のステージに 原告・弁護団が出演します（4/19）

4月19日・20日に代々木公園で開催されるアースデイ東京のメインステージに、若者気候訴訟の原告・弁護団が出演し、アーティストのYaeさんと対談します。詳細はアースデイ東京2025のウェブサイトをご確認ください。

日 時：4月19日（土）14:50～15:30

会 場：代々木公園野外ステージ



また、アースデイ東京が開催される2日間、代々木公園に出展される気候ネットワークのブースにて、若者気候訴訟の写真パネルを展示します（時間は両日とも10:00～18:00）。こちらも合わせて是非お越しください。